

熊本家庭裁判所委員会（第22回）議事概要

第1 開催日時等

1 日 時 平成25年10月25日（金）午後1時30分～午後2時50分

2 場 所 熊本家庭裁判所第1会議室

3 出席者

（委員） 阿部広美，家入尚美，岡部 勉，小田浩一，甲斐國英，桂木正樹，
栗木 傑，坂田敦子，遠山廣直，農 孝生，松村俊宏（五十音順）

（事務局等） 事務局長，首席家庭裁判所調査官，首席書記官，事務局次長，
次席家庭裁判所調査官，総務課長

4 意見交換テーマ

家裁調査官が行う子の調査について

第2 議事概要

【発言者の略記 〃：委員長， 〃：委員， 〃：事務局等】

1 開 会

2 新任委員のあいさつ

3 議事

家裁調査官が行う子の調査について，（ 民法の一部改正及び家事事件手続法の概要， 両親紛争下での子の状況， 子の調査の意義， 子の調査の目的と方法， 子の調査に関する調査命令， 子の調査を行う場所等， 子の調査の実際， 調査結果の報告， 調査結果の開示等）次席家庭裁判所調査官から説明を行った。

今の説明について，意見，感想あるいは質問はないか。

二点ほど教えていただきたい。

一点目は，子の調査の事案は増加している状況であるとのことだが，家裁調査官がその需要に十分対応できる状況にあるのか。

二点目は，調停に至るまでの事前の調査の話が中心であったが，調停成立

後の事後観察は行っているのか。

一点目についてであるが、一義的には、調停委員会や家庭裁判所が当事者を通して子の状況等を聴取し、子の意思の把握をすることになる。その中で、家庭裁判所の調査官を使って子の状況や意思を把握しなければならない事案について、必要に応じて調査をしている。全てのケースについて調査をしているわけではなく、調停委員会や家庭裁判所である程度仕分けをしている状況である。

二点目については、調停成立後、一旦、裁判所から離れた事件については、その後、追跡的に何らかの情報を得るとか、状況を確認するという制度的な仕組みはなく、事後観察はできない。

子供に関する事は、デリケートで時間のかかることだと思うが、家庭裁判所には、カウンセリングを専門とする方がおられて、治療的な関わりをされているのか。

当家庭裁判所には、医務室技官という精神科の非常勤の医師、常勤の看護師がいる。

調停を進める上で、当事者が精神的に不安定になるということが事前に予測されたり、実際に調停中にあれば、医師の知見を活用したり、調停に立ち会って、今後の調停の進行のために参考意見を伺うという関わりはあるが、継続的にカウンセリングを行っていくということまでは行っていない。

家裁調査官が調査をする中で、例えば、ネグレクト等の事案の場合に、緊急に環境を改善するなどということはあるのか。

例えば、当事者自身が自立した生活を送れておらず支援の手が必要な状態であるにもかかわらず、当事者双方が親権を争っている事案で、当事者双方とも十分な子の監護は期待できないような場合については、その旨、裁判官に報告することになるが、その先の福祉的な分野まで進んで関わるということとは、裁判所に期待されている本来の範囲を超えていると思う。

ただし、虐待のひどい状況があったりするケースでは、児童相談所への通告を行い、一時保護をしてもらう等の必要性もあると思われる。

家庭裁判所の調査は、基本的にアポイントを取って行われるので、実際には子の監護をしていない親が、その日だけはあたかも監護しているかのように見せかけることも可能だと思うが、そういう場合、実態を探るという点で何か工夫をされていることがあるか。

特に、乳幼児の場合は、子供は何も話せないので、その時だけ、家の中をきれいに整えて取り繕うことも可能だと思うが、いかがか。

確かに、乳幼児の場合は、子を通してその状況を知る端緒の把握が難しいし、おそらく、その親も、家庭裁判所向けには、取り繕うことも可能ではあるので、そのような状況下で実態を知るということは、非常に難しいと思う。

しかし、乳幼児については、母子手帳の記載内容や、面接時に聴取する離乳食等の具体的なエピソードを通じて、子供への関心の程度やどのような世話をしているのかという必要な情報はある程度引き出せるものと思っている。

5 次回のテーマ

「家庭裁判所に対するイメージ及び期待することなど」をテーマとすることで、委員全員が合意した。

6 次回期日

平成26年5月23日(金)午後1時30分

7 閉会